運送委託基本契約書

株式会社●●●●（以下、「甲」という。）と■■■■（以下、「乙」という。）は、甲の委託する荷物の運送に関し、以下の通り契約する。

第１ 条（目的）

甲は乙に、甲の指定する内容の運送業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、その対価として所定の委託料を乙に支払うことを約し、乙はこれを有償で引受ける。

第２ 条（業務の範囲）

甲が乙に委託する業務は次の通りとし、甲はその具体的内容を各業務に先立って書面により通知する。

１． 甲の指定する商品を○○から、甲指定の場所への運送、納品業務

２． 前号に定める業務に付帯する業務で甲乙が合意した業務

第３ 条（費用）

甲の本件業務にかかる業務委託料（以下「本件委託料」という）は、甲乙協議し、別紙 料金表により定めるものとする。

第４ 条（付帯業務費用）

次の料金については前項で定める通常運送料金の範囲には含めず、料金を追加することとする。尚、下記付帯業務が基本業務に含まれる場合、甲乙双方による書面による同意文書を業務の実施に先立って作成することとする。

甲の指示による待機時間・荷積み・荷卸し・商品の仕分け作業、○○、○○

休日割増、深夜割増、早朝割増、有料道路利用料、架装費用、○○、○○

第５ 条（費用の改定）

本件委託料は 契約期間中といえども、経済情勢の変動、燃料の高騰、公租公課の変更、その他の事由により不相当となったときは、甲乙協議のうえ改定することができるものとする。

第６ 条（支払方法及び期限）

乙は 本件委託料を本件業務を行った当月末日をも って締日とし 、翌月15日までに甲に消費税を加算して請求書を提出する。、甲は、乙に対し、当該請求書を受領した月の末日までに当該委託料を乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。但し、指定日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第７ 条（善管注意義務）

乙は本件業務の実施にあたって、善良なる管理者の注意義務を持って業務を遂行するものとする。

第８ 条（権利譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第９ 条（貨物の受渡方法及び運送責任の分野）

貨物の甲・乙両者間における発着扱いは送り状と積込明細書と貨物を照合して受渡しする。発送貨物は、甲が乙に引渡したときから乙の責任とする。

第10 条（運送保険）

車両保険及び積荷保険の費用は甲の負担とする。荷主の要求にて附した運送保険の費用についても甲の負担 とする。

第11 条（損害賠償）

本件業務遂行中に、乙の故意または過失により商品に汚損、毀損及び紛失などの損害を甲に与えた場合は、乙は、商品の原価を限度とし、その損害を賠償する。（但し損害賠償の範囲は 直接損害に限る。）

２　乙が本件業務遂行中に、乙または乙の従業員の故意または過失により甲に対し損害を与えた場合は、標準貨物自動車運送約款（または関連法令）に基づきその損害賠償の責を負うものとする。

３　乙は、自己の責に帰することのできない事由、または天災などにより、本件業務を遂行することができなかった場合に生じた損害については、免責されるものとする。

第12 条（労働災害）

本件業務上において、乙の従業員が人身上の傷害を受けあるいは 死亡 した場合 、乙が一切の解決を図るものとし、甲はその責を負わないものとする。

第13 条（交通事故）

本件業務上で発生した交通事故については、乙が責任を持って処理するものとし、甲はその責を負わないものとする。この場合、乙は警察及び甲、その他必要な機関に直ちに連絡 しなければならない。

第14 条 （契約期間）

本契約の有効期間は､令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

但し、期間満了の３カ月前までに双方より書類による別段の意思表示がないときは、本契約は従前と同一条件にて更に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

第15 条（中途解約）

甲及び乙は本契約期間中であっても、正当な理由のある場合相手方への文書による３カ月前の予告により、本契約を解約することができる。

２　甲からの解約が、解約の申し出から３カ月未満の場合になされる場合、甲は乙に対し過去３カ月平均売上の代金を基準とし３カ月を満たす期間の分の料金を 支払うこととする。

第16 条（再委託）

乙は本件業務を遂行するため、委託業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、あらかじめ甲に申し出て、甲の書面による承認を得なければならない 。

第17 条（本件車両の買い取りについて）

　　本件業務を遂行するために甲が指定する車両の購入が必要な場合、乙が購入する。ただし 当該車両の支払が完了する前でかつ２年以内に本件業務が解約となる場合、 甲は車両価格の残り債務を負担 する。

第18 条（契約の解除）

甲及び乙は、本契約につき次の各号に該当する場合は、何らの予告を要することなく本契約を直ちに解除できるものとし、損害を蒙った当事者は本契約に違背した当事者に対してその蒙った損害の賠償を請求できるものとする。

① 災害その他やむを得ない事由により事前の解約予告が困難な場合

② 甲が他の事業者から委託を受けた本件業務について、甲と当該他事業者との委託契約の解除等により甲乙間の本件業務委託契約を解除する必要が生じた場合

③ 乙の責めに帰すべき事由により直ちに契約の解除をすることが必要であると認められる場合

④ 乙の事情により、相当な期間にわたり乙が本件業務をしていない場合

第19 条（協議）

本件業務委託契約に定めのない事項、 または本件業務委託契約の解釈等に疑義が生じたときは、 甲乙は誠意を持って協議し 円満に解決を図るものとする。

第20 条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の争訟は ○○裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約が成立した証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和○年○月○日

（甲）───────────

住所─────────

名称─────────

代表者代表取締役　　　　　　　　　印

（乙）───────────

住所─────────

名称─────────

代表者代表取締役　　　　　　　　　印